

令和4年度 小郡市議会基本条例検証シート

令和5年3月20日

議会の活動原則（第2条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種市民団体との意見交換で、直接意見を聞くことができた。 ・ 市政運営に対する監視・評価では、決算審査特別委員会および各常任委員会で、議員間討議の上、論点や課題を整理し委員長報告を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信の在り方を検討する必要がある。 ・ 常に市民が聞いていることを前提に、誰もが理解できるような言葉使いや内容となるように気を付けていきたい。 ・ コロナ禍にあって市民との意見交換等、市民参加の機会拡充はできていない。 ・ 市民参加の機会をどのように充実していくか、検討する必要がある。またオンラインによる議会報告会の実施など、新たな開催方法を探る必要がある。 ・ 政策提案につながる課題の議論ができていない。 ・ 各常任委員会で年間テーマに沿った所管事務調査、行政視察等を行い、政策提言につなげていく必要がある。議会運営委員会及び各常任委員長がその推進主体となる必要がある。 ・ 第4号「市民本位の立場から、市政運営に対する監視及び評価に務めること」は十分ではない。 ・ その時々々の社会情勢等で常に変化する市民の暮らしや課題を的確にとらえるために、市民の声を聴く意見交換会やアンケートによる調査など行うことも必要ではないか。

議員の活動原則（第3条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員それぞれが努力し活動を行っている。 ・ 自由討議に関しては発言しやすい雰囲気があり、各種会議体において意見が活発に出た。 ・ 各定例議会でも多くの議員が一般質問を行い、活発な議論が展開された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き研鑽と努力が必要である。 ・ 客観的事実に基づいて、議員相互に相手の意見を尊重し、最終的に合意形成を得るよう一層努力する必要がある。 ・ 議会は市民の多様な意見や立場を代表する議員の合議体であることから、委員間討議等で一部団体及び地域に偏ったり、自らの意見に固執したりしないようにする必要がある。

市民参加及び市民との連携（第4条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりを通してではあるが、定期的な議会報告を行う事ができた。 ・議会だよりにおいて、賛否の分かれた議案についてそれぞれの意見を載せ、市民に論点を示すなど、議会でのどのような議論がなされているか、伝えるよう努めることができた。 ・本会議・常任委員会のインターネット中継ができており、その点に関しては市民への公開ができた。 ・各常任委員会において市民団体との意見交換会は定着してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成ができていない項目に関する検討や議論がない。 ・議会の動きが見えないという市民の意見は絶えない。議会からも積極的な情報発信をしていく必要がある。 ・議会運営委員会および特別委員会も、中継公開の方向で検討する時期に来ているのではないか。 ・各常任委員会の会議録の公開についても検討の余地がある。 ・市民アンケートなどによる意識調査も検討する必要がある。 ・市民との意見交換は、全市民対象に限定せず、多様な政策課題に関連する市民および市民団体に絞って実施することも進めていきたい。 ・市民との意見交換については、新たな開催方法を検討する必要がある。
議会及び議員と市長等の関係（第5条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・一問一答方式は執行部、議員、市民にも浸透している。 ・一問一答式で回数に制限がないので、論点が明確になった。 ・多くの議員から市政に対しての一般質問が出されていることはいい事である。 ・反問権の行使がなされるなど、論点・争点の明確化が図られており、一定の評価ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第132条に「議会又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」というがあるが、議会基本条例にも同様の文言を入れるべきではないか。 ・一部議員の質問は「広く市政上の論点」という点について疑問を感じる部分も見られた。 ・質問に対し、答弁の内容がずれてかみ合わなかったり、答弁資料が準備されていないことがあった。事前の通告で議論が深まるようにしたい。 ・通告書の様式を見直す必要がある。 ・一問一答方式であるが、限られた持ち時間で論点・争点を明確にするのが不十分であったと感じる。多くの議員が質問するのは非常にいい事であるが、論点・争点を明確にできる工夫が必要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・反問権に関しては、他の議会のように「反問権実施要綱」を策定すると分かり易いのではないか。 ・反問する内容が感情的であったように思う。
--	--

市長等による政策等の説明（第6条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて説明を求めてきた。 ・以前に比べ執行部からの事業説明は増えている。 ・情報提供はプレスリリースの前に資料提供されるなど、ほぼ手順が落ち着いてきた。説明内容も適切にまとめられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条文では「議会が必要と認めた場合」とされている。現在は説明を受けるまでは議会で選択が出来ない状況になっているので、現状と条文との整合性について確認が必要である。 ・執行部の説明が不十分な時は、積極的に説明を求めていくことが重要である。 ・説明の時期に関しては、議会側が検討することができないようなタイミングでの説明が多かった。的確な時期での説明を希望する。 ・途中経過を適時行うべきと思われる案件があった。 ・説明が単なる資料の読み上げになっていることがあり、誠実さが足りないと感じるときがあった。 ・新たな政策提案に際しては、市民にとって中長期的にどのような利益があり、費用対効果が見込まれるのか全体像を示し、市民の代表である議会が納得できるような説明を求めたい。

予算及び決算における説明資料（第7条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・予算資料や説明資料の提出については、一定の統一ができています。 ・予算書・決算書等の資料に関しては、資料提出の時期も適切であり、事前に目を通すことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算説明資料の更なる充実を要望する。 ・決算資料については、主要施策報告書の施策の評価を重視する。 ・主要施策の説明資料は、担当部署により内容に差があり、十分な説明に耐えうるよう工夫を求める。 ・数値や語句の誤りが多く、事前チェックを厳格にするよう求める。 ・特に新規事業については、資料を基に丁寧な説明を求める。 ・根拠が曖昧なものや、整合性が取れないものについての精査が足りない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求する前に、執行部から提出すべき資料があったと感じる。 ・ 議員から、なぜ必要なのか理解しがたい資料請求があった。
--	---

法律第96条第2項の議決事件（第8条）	
成 果	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在あるすべての計画の把握と見直し時期の確認が必要である。 ・ 議決事件追加に関して、議会としての意識が希薄であると感じた。

自由討議による合意形成（第9条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由討議による合意形成は、議会がめざすべき形である。委員間討議など手探りながら一定の成果を収めてきている。 ・ 討議は活発にできた。 ・ 予算・決算審査特別委員会及び各常任委員会で自由討議を行い、本会議で委員長報告をすることができた。 ・ 会派代表者会では、それぞれの会派の意見を出し合っ て合意形成に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1項に「議論を尽くして合意形成に努める」とあり、賛否の分かれるテーマでこそ、お互いの主張を理解しようとする姿勢が求められる。 ・ 本会議場での自由討議をさらに充実させていく必要がある。 ・ 自由討議は、合意形成が図れる協調の雰囲気醸成が望まれる。 ・ 自由討議は、建設的な合意形成がなされることが望まれる。 ・ 情報共有を図り、共通認識の元で議論を進められているとは言い難い。 ・ 自由討議ではあるので多種多様な意見が出ることはいいことだと思うが、論点・争点が定まらず議会としての方向性を示すまでには至っていない。よって自由討議を経ての議案提出はできていない。

委員会の活動（第10条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・年度活動計画に沿った委員会視察報告や調査活動及び委員会ごとの市民団体等との意見交換会は具体的な成果を収めることができた。 ・以前よりも委員会での議論は活発になっている。 ・視察後の関係部署との意見交換はできた。 ・各団体との意見交換会は実施されている。 ・年度活動計画に沿った意見聴取ができた。 ・調査テーマに基づき様々な市民団体と意見交換会、所管課への所管事務調査を行い、政策課題の把握に努めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換や調査研究を充実させて政策提案に繋げていくことが必要である。 ・団体との意見交換会や所管課への事務調査を行い、政策課題の把握はできているが、課題に向けての整理や政策提案ができていない。 ・所管課・関係団体等、意見交換をさらに積極的に進め、政策提言につなげていくべきである。 ・参考人制度及び公聴会制度の活用については、引き続き今後の課題である。 ・新型コロナウイルス対策で、当初計画通りの活動はできていないので、オンライン開催など、現状に即した年度活動計画を策定する必要がある。 ・委員会活動に関しては、コロナ禍で空白期間があったので、改めて議会基本条例の原点に立ち返って活動をすべきである。 ・政策提言になかなか結び付いていない。年間スケジュールをもう少し具体的に設定する必要があるのではないか。 ・必要に応じて委員会を開催しているが、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応できるようにしていかなければならない。 ・行政視察については、オンラインによる研修の条件整備が必要である。

議員研修の充実強化（第11条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会ごとに工夫された内容で、議員全体で幅広い研修が実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を巻き込んだフォーラムや講演会等も検討する。 ・コロナ禍において、当初計画通りの活動はできていないので、オンライン開催など、現状に即した年度活動計画を策定する必要がある。 ・政策提言になかなか結び付いていない。

議会事務局の体制整備（第12条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・議会と連携の取れた体制になってきた ・人数が少ない中で、しっかりと仕事している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法制執務機能については、職員の常設の必要はないと思うが、人員確保などさらに強化が必要である。 ・調査活動等、積極的に事務局との連携を図る。 ・ペーパーレス化等をすすめ、貴重な労働時間を他の事務に振り分けないといけない。 ・議会と執行部との調整業務も多く、本来の法制執務等に集中できるようになることが望まれる。 ・議員からの多様な意見の対応に追われている。 ・現状が十分なのかの判断が難しい。

議会広報の充実（第13条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報特別委員会の設置により、広報活動が充実してきた。 ・定期的に議会だよりを発行することができている。 ・議会だよりは議会で論議になっていること、賛否が分かれた議案についてそれぞれの意見を分かりやすく書き、読み手である市民を意識した紙面づくりができている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりについては、伝える情報が多いので文字が多くなり読みづらくなってきている。よりわかりやすい紙面への工夫が必要である。 ・議会だよりの表紙を公募しているという事を市民にもっと伝えないといけない。 ・現在の議会ホームページでは、議会改革の内容が見えてこないもので、ホームページの内容を充実させる必要がある。 ・議会ホームページに常任委員会の年度活動計画とそれに基づく所管事務調査の報告を載せるなど、より積極的に情報発信していきたい。 ・今後はSNS等の活用にも、より積極的に取り組む事を検討していかなければならない。 ・多くの市民が議会や市政に関心を持つような議会広報活動になっていない。

その他 これまでの取り組みについて	
成 果	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生との意見交換会を再開してはどうか。 ・ 議会改革と活性化は不断の新たな実践の努力が求められる。正副議長及び議会運営委員会がそのことをしっかり意識しながら、推進していくべきである。 ・ 議会基本条例を策定して議会改革特別委員会は解散し、その後の検証は議会運営委員会で行ってきたが、時代の流れに合わせて常に改革が必要である。検証をしているが改善等は進んでいない。 ・ 議会からの政策提言を本格的に行うべきである。 ・ 議会からの条例提案について、どのように取り組んでいくか検討する必要がある。 ・ 議会基本条例の見直しが必要と思われる。 ・ 常に基本条例に立ち返りながら議会の在り方を問い続けていきたい。 ・ 議会を活発にするために通年議会について検討していく必要があるのではないか。 ・ オンライン会議の在り方の検討が必要である。 ・ これまでも課題として挙がっていたが、議会連絡会における質疑が意見や要望になっている。また、執行部が施策に対する連絡・報告の場としての連絡会ではなく、議員の一般質問のような場になっている。